

「検見合書留」(一)

——江戸中後期の京都代官に関する史料の紹介と分析——

小 倉 宗

はじめに

江戸時代の政治体制(幕藩体制)においては、大名や旗本のような個別の領主が並び立ち、各自の所領(土地と住民)を支配する(所領支配)一方、將軍・幕府が全国を対象とした支配を行うことで、それらの所領を統合していた(全国支配)。ただし、將軍は、①個別領主たちをまとめる統一権力者(天下人)であるとともに、②他の領主と同様、自らも所領(幕領)を有する最大の個別領主(大名)であった。そのため、幕府の内部においては、①奉行が主に担当する全国支配と、②代官が主に担当する所領(幕領)支配という二つの側面がみられた。また、本来所領とは、將軍が領有する幕領と大名や旗本のような將軍以外の領主が領有する私領のことであるが、実際には、代官などの幕府役人が幕領の支配を分担しており、裁判や行政の場面では、役人ごとの支配地がいわば独立した「所領」として各種の私領と同列に扱われた。

江戸時代の上方は、山城・大和・近江・丹波の東部四カ国と摂津・河内・和泉・播磨の西部四カ国との八カ国を範囲とし、政治・経済・軍事上、関東とならぶ幕府の拠点地域であった。ここでは、京都・大坂・伏見・奈良・堺といっ

「検見合書留」(一)

——江戸中後期の京都代官に関する史料の紹介と分析——(小倉)

た直轄都市や広大な幕領が設定されるとともに、京都所司代や大坂城代、直轄都市を支配する奉行（上方奉行）、幕領を支配する代官（上方代官）など、多くの幕府役人が配置された。

さらに、上方では所領が錯綜するため、住民は所領をまたいで活動し、個別領主では解決できない問題がしばしば発生した。そこで、上方奉行は、幕府による全国支配の一形態として、国を単位に、所領の区別を超える広域的な支配を行った（広域支配）。とりわけ享保七年（一七二二）には、従来京都町奉行が担当してきた上方八カ国の土地に関する紛争の裁判（に代表される各種の支配）を、京都町奉行が東部の四カ国、大坂町奉行が西部の四カ国で分担する形に改められた（国分け）。一方、同年の以前・以後ともに、京都町奉行は山城・近江・丹波、奈良奉行は大和、大坂町奉行は摂津・河内、堺奉行は和泉をそれぞれ範囲として、各種の裁判や行政を一カ国単位で行った。^①ただし、上方奉行のなかでも伏見奉行は、国単位の広域支配を行わず、伏見の町とその周辺の村々を直轄支配するだけであった。^②また、上方八カ国のうち播磨については、四カ国単位の広域支配に関する改革（国分け）に連動する形で、享保七年以前は京都町奉行、以後は大坂町奉行が一カ国単位の広域支配を担当した。^③このように、江戸時代の上方における支配の構造は、①幕府の奉行（による四カ国単位や一カ国単位）の広域支配と、②幕府の代官を含む個別領主の所領（幕領）支配とによって二元的に構成される（住民の立場からすると、①広域支配と②所領〔幕領〕支配を二重に受ける）点に特徴があり、その関係性を追究することは、上方はもちろん、ひろく幕藩体制や幕府の支配一般を理解することにつながる。

つぎに、上方八カ国の幕領をめぐる奉行と代官の関係については、次の点が指摘されている。^④

（一）享保七年以前、京都町奉行が上方の幕領を管理する責任者であったため、八カ国の幕領を支配する上方代官は京都町奉行の指揮を受けた。しかし、同年以降は、勘定奉行が①年貢の徴収や金銀米銭の出納のような財政・

經濟政策に關する勝手方と、民事・刑事の裁判や行政（公事・訴訟）に關する公事方との二つに分かれるとともに、②全国の幕領や代官を一元的に管理・指揮するようになり、上方代官も勘定奉行の指揮下に編入された。

このように、享保七年以前は京都町奉行が上方代官を指揮するため、広域支配と所領支配の両面において、上方幕領の支配が上方の内部でおおよそ完結していた。これに対して、同年以降は江戸の勘定奉行が上方代官を指揮するようになるが、その際、京都町奉行をはじめとする上方奉行は、上方代官とどのような關係をもち、八カ国の幕領の支配にどのように關与したのだろうか。これらの点から、江戸中後期、とりわけ享保期（一七一六～三六）以降の上方幕領をめぐる奉行と代官の關係について検討することは重要な課題となる。また、幕府が原則として私領の年貢を徴収することはないのに対し、複数の私領にまたがる紛争（出入）や犯罪（吟味物）を処理したことからすると、幕府の奉行による全国（広域）支配と幕府の代官を含む個別領主の所領（幕領）支配とが同じ次元で交錯し、両者の關係が鮮明に現れるのは勝手方よりも公事方の側面ということになる。さらに、公事方については、享保期とならんで安永・天明期（一七七二～八九）にも、上方代官やその幕領支配に關する大きな改革が行われた。そして、筆者はこの改革につき、上方奉行や勘定奉行との關係に注目しつつ、次の点を明らかにした。⁵⁾

（2）安永九年（一七八〇）、勘定奉行が老中の承認を得たうえで上方代官に対し、幕領支配のあり方や奉行との關係を全面的に改革・整理する法令（安永九年令）を發した。そこでは、上方の幕領における出入や吟味物について、自らの支配地に限定される（一支配限の）場合、従来は上方代官が上方奉行に差し出し、その処理に委ねていたが、同年以降は、上方代官が単独で審理（吟味）する原則が確立された。また、他の代官の支配地や領主の所領に關連する（他支配・他領引合の）吟味物についても、他支配・他領の住民が当事者である場合（直接の引合）と単なる關係者である場合（間接の引合）との二通りに分け、間接の引合の場合には上方代官が上方奉行に

差し出すことなく、自ら吟味することが認められた。さらに、強窃盜（盜賊）や放火（火付）の犯人を自らの支配地で召し捕らえた場合に限り、直接・間接いずれの引合でも、上方代官が単独で吟味しうるようになった。そして、この安永九年令にもとづき、次の天明期（二七八―八九）には、殺人（人殺）・傷害（疵付）や盜賊・火付などの犯罪と、変死・行倒や出火、失踪（欠落）や捨子・捨物のような犯罪の疑いがある事件の処理に関するさまざまな改革が行われた。

(3) ただし、一支配限でも吟味しがたい出入や吟味物については、安永・天明期以降も、上方代官が上司である勘定奉行に何うことなく上方奉行へ差し出すことが確認された。また、上方奉行が直轄支配する都市の住民が関わる場合には、役人間の地位や格式の点から、上方代官が呼び出して吟味することはできず、直接・間接の引合ともに、上方奉行へ差し出さなければならなかった。さらに、勘定奉行が上方幕領の住民を江戸に呼び出すことは基本的になく、上方幕領における問題の多くは、引き続き現地の処理に委ねられた。

これらによると、①出入や吟味物の処理といった公事方については、勘定奉行の指揮を受けるようになる享保期でなく安永・天明期にはじめて、上方代官が上方奉行に依存する関係から脱却し、その幕領支配が自立したこと、②ただし、安永・天明期以降も上方代官が勘定奉行の指揮下に全面的に編入されるわけではなく、むしろ上方奉行と密接な関係をもつことにより、公事方を中心に、その幕領支配が上方の内部である程度完結したことがわかる。

なお、享保期以降の上方では、京都や大坂のほか、近江の天津や信楽、山城の宇治や嵯峨、大和の五条などに幕府の代官が役所（陣屋）を構えた⁶。また、上方八カ国においては、広域支配の方法や内容が奉行ごとに異なったことが明らかにされているが、幕領支配にも代官ごとの違いはあったのだろうか。この点について、平松義郎氏は次のように指摘する⁸。

代官小堀氏および角倉氏は、役宅に牢屋の施設もないので、一支配限の事件は別として、他領他支配引合の事件は、京都、大坂の町奉行に、各支配国の管轄に従って差出し、安永九年の法令によって認められたこの種事件の吟味権をとくに辞し、幕府もこれを認めた。(中略) しかも、一支配限の事件でも、入牢を要するとき吟味は、各町奉行に差出したのではないかと思われる。

すなわち、安永・天明期の改革以降も、京都代官の小堀氏や京都河原町二条代官の角倉氏は、役所に牢屋がないため、①他領・他支配引合の事件(吟味物)について、直接の引合のみならず間接の引合の場合も、②一支配限の事件については、入牢させる必要がある場合に、自ら吟味することなく(従来通り)京都・大坂町奉行へ差し出したという。こうした京都代官などの例外は、上方代官の幕領支配を考えるうえで重要なポイントであり、平松氏の指摘は注目される。ただし、盗賊・火付や変死・行倒などの事件の処理が、京都・大坂町奉行による四方国単位の広域支配(「各支配国」)よりも、奈良・堺奉行を含む一カ国単位の広域支配に属した点には留意が必要である。

京都代官は、二条城の西側にある千本通り沿いの屋敷・役所に居住・勤務し、京都所司代や京都町奉行の管理・指揮を受けるとともに、配下に多くの手代を召し抱え、上方の幕領を支配した。また、延宝八年(一六八〇)以降は小堀氏が代々この職を世襲した。たとえば、寛政九年(一七九七)には、京都代官の小堀邦明が山城・大和・丹波・摂津・河内・和泉の六カ国における一一万九千九百三十八石余の幕領を支配している。さらに、京都代官は、幕領の支配以外にも、禁裏・仙洞をはじめとする御所方の領地(御料)の支配や施設の修理(御所方修理)のような朝廷関係の業務(御所方御用)を担当し、木津川・宇治川・桂川といった山城国内にある大河川の堤防を管理した(山城川筋堤奉行)。そして、御所方御用を兼ねる京都代官の職に小堀氏以外の者が任じられ、小堀氏との二人制になる時期もあった。⁹⁾ 他方、角倉氏は、京都の河原町二条の屋敷・役所に代々居住・勤務し、代官として幕領を支配するほか、京都・伏見間

の高瀬川や伏見く大坂間の淀川を通る船を統制し（賀茂川高瀬船支配、過書船支配）、都市京都を取り囲む御土居の藪を管理した（土居藪支配）。ただし、代官の職を免ぜられる時期もあり、角倉氏にとつては過書船支配などの方が本職であつた¹⁰。

ところで、安永・天明期の改革や上方代官の幕領支配を検討する際に用いるべき第一の史料は、上方の奉行や代官（とそれらの配下の役人）が公事方に関する事項を中心に、今後の業務の参考となる事例（先例）をまとめたものである。これらの先例集のなかで翻刻・紹介されたものとしては、天明六年（一七八六）ごろに大坂町奉行（所の与力）が作成した「当地住御代官取捌」、文化二年（一八〇五）ごろに大坂代官（配下の役人）が作成した「浪花公的例」、文政一三年（一八三〇）ごろに五条代官（配下の役人）が作成した「奈良奉行所問合書」、天保四年（一八三三）ごろに大津代官（配下の役人）が作成した「上方八ヶ国手限取計留」、同一二ごろに大坂代官（配下の役人）が作成した「大坂公事方問合伺留」、同一四ごろに大津代官（配下の役人）が作成した「大津代官公事出入取計留」などがある¹¹。以上の六点はいずれも貴重なものだが、大坂代官や大津代官とならぶ幕府の主要な上方代官であつた京都代官の先例集は、これまで発掘・分析されてこなかった。そこで、京都代官の公事方に関する先例集であり、安永・天明期以降における同代官の幕領支配や上方奉行との関係をうかがうことのできる史料として、本稿では「検使見合書留」を紹介したい。

本史料は、京都代官（配下の役人）によって作成された、変死・行倒などの事件の実況見分（検使）やその処理に関する一冊の先例集で、現在、京都大学法学部図書所蔵の日本法制史資料に収められている（登録番号 六三九一六七）。文政三年（一八二〇）四月ごろに原形となる史料がいったん成立し、その後の追加を経たものを、万延元年（一八六〇）八月に転写している。

形状は縦帳で、法量はタテ二四・〇センチ×ヨコ一七・〇センチ。紫がかったこげ茶色の表紙と背表紙が付いた四つ目綴じの和装本で、表紙の左上部には「検使見合書留」と書かれた題簽が貼られている。また、地（本の下方の小口）の部分には「検使見合 全」の墨書がある。本体の料紙には楮紙が用いられ、それぞれの丁は袋綴じになっている。状態はおおむね良好で、各丁の上部にしみがあるものの、虫損はわずかである。紙数は七一丁で、墨付も同じ七一丁である。文字は、江戸中後期や幕末期にみられる典型的ななくずし字で、ほぼ同一人の手になるものと思われる。朱書はなく、すべて墨書である。いささか粗い書きぶりで、しかも、転写した者自身が内容を十分に理解していないためか、誤字・脱字とその訂正・挿入、判読しがたい文字や空白の部分などが散見し、必ずしも良質の写本とはいえない。しかし、従来ほとんど紹介・分析されてこなかった京都代官に関する先例集であり、史料としての価値は高い。

表紙見返しの右上部には「牧健二教授室用」の無郭紫印、左下部には「京都帝国大学法学部図書印」の方形単郭黒印（蔵書印）が、第二丁表の右上部には「京都帝国大学図書之印」の方形単郭朱印（蔵書印）、左上部には「六三九一六七 昭一三・七・二七」の楕円形重郭紫印（受入印）がそれぞれ捺されている。これらから、本史料は、京都帝国大学法学部の教授で日本法制史を担当する牧健二氏（一八九二～一九八九）¹²が研究室用の図書として購入し、昭和三年（一九三八）七月二十七日に六三九一六七の登録番号で同大学・同学部の蔵書として受け入れられたことがわかる。¹³ つづいて、七一丁にわたる本体をみると、①二五カ条の目次（目録）（第一丁表～第二丁裏）、②上方に限らない全国幕府代官による変死・行倒などの事件の検使やその処理に関する一〇項目の業務マニュアル（第三丁表～第七丁表の初め）、③変死・行倒や出火、欠落や旧離・義絶（親族関係の断絶）、捨子・捨物などの処理をめぐって京都代官（やその配下の役人）がやりとりした二二点の文書（第一七丁表の半ば～第五三丁裏）、④全国の幕府代官による変死・行倒などの検使に関する六項目の業務マニュアル（第五四丁表～第七〇丁裏）、⑤転写した者による奥書（識語）

「検使見合書留」（一）

——江戸中後期の京都代官に関する史料の紹介と分析——（小倉）

(第七二丁表)、の五つで構成されている。このうち①の目次は、②と③についてのみ記述し、④の内容を欠いている。そして、本史料に収録される文書二二点と業務マニュアルの項目一六点の計三八点を整理すると、【表】「検使見合書留」所収の文書・項目】のようになる。

【表】中の()は、筆者(翻刻者)が訂正や補足などの注記を施したものである。また、「通番」は、②～④の計三八点に通し番号を付したもので、②の項目と③の文書については、①の目次の順に番号を振り、目次の一つの箇条に含まれる複数の文書には「枝番」を与えた。「年号」・「西暦」・「月」・「日」は、③の文書に関する年号(和暦・西暦・月・日である。「表題」のうち「目次」は、①の目次に記された表題、「本文」は、本文に収録される③の文書や②・④の項目のそれぞれの冒頭に記された表題である。「差出」・「宛名」は、③の文書の差出や宛名に記された名前で、役職や氏名などを()内に適宜補っている。「備考」には、本史料所収の文書や項目と同様の記述がみられる他の史料を示した。

さて、【表】を参照しつつ、本史料を概観すると、③二二点の文書が出された時期は、安永九年二月～文政三年四月二〇日の約四〇年におよび、ほぼ時間順に配列されている。また、⑤の奥書には、万延元年八月に「二条街某亭」で「海西逸人」という者が「議之」したと記されている。「二条街」とは、京都町奉行やその与力・同心、京都代官やその手代のような京都の幕府役人の屋敷が建ち並ぶ二条城周辺の官庁街のことである。これらことから、本史料は、文政三年四月二〇日以降の近い時期に京都代官やその配下の役人が①・②・③の部分をつたう作成し(あるいは、彼らが③を作成したのち、他の誰かによって①と②が付け加えられ)、その後、④の部分が追加されたものを、万延元年八月に「海西逸人」と称する者が、京都の幕府役人の誰かの屋敷で転写したものと想定することができる。「海西逸人」が何者なのかは、現時点で不明である。

さらに、変死・行倒の検使などに関する業務マニユアルのうち②の一〇項目は、「地方落穂集」からの抜き書きである。一方、④の六項目の出典は見いだせなかった。「地方落穂集」は、江戸時代を代表する地方書で、宝暦一三年（一七六三）ごろに成立した正編一四卷・三三三項目、文化・文政期（二八〇四～一八三〇）に成立した続編一六卷・一五六項目、天保末年・弘化初年（一八四〇年代半ば）に成立した追加七卷・二二二項目と続々編（聞伝叢書）一一卷・五五二項目の計四八卷・一二五二項目からなる。土地や年貢、工事、訴訟や刑罰をはじめ、代官などによる地方（じかた）支配の全般にわたって記述し、関連する法令や文書を収める。地方書のなかでは分量や内容が最も豊かなものであり、体系性には欠けるが、当時の地方の支配や社会に関する制度・慣習を詳細に知ることができる¹⁵⁾。そして、「検使見合書留」の②は、「地方落穂集」の正編に記された一〇の項目を抜粋したものであり、こうした地方書を代官やその配下の役人たちが幕領の支配に実際に用いた様子がうかがえる。

他方、③二二点の文書で最も早い時期のものは、安永九年一二月に発せられた安永九年令である。残る二二点は、安永九年令を契機や根拠として、上方の幕領における変死・行倒などの処理に関する改革が行われたことに対し、京都代官（やその配下の役人）が例外的な取り扱いを求め、上方奉行や勘定奉行、他の上方代官（およびそれらの配下の役人）との間でやりとりした文書が中心となっている。また、一二二点のなかでも、安永九年令の本文〔表〕の11の2）やそれを勘定奉行が上方代官に伝達した同一〇年二月三日の文書〔表〕の11の1）、天明元年五月一三日・寛政五年六月二〇日・文化八年一月に勘定奉行が全国の代官に発した人殺・疵付や変死・行倒の検使に関する法令〔表〕の12・15・23）など、幕府の代官全体や上方の代官全体に関わるものは、他の史料にも掲載されている。しかし、「検使見合書留」は、他の史料にみられない京都代官の公事方に関する文書を多数収録しており、これまで未解明であった代官による幕領支配のあり方に新たな知見を提供してくれる。

「検使見合書留」（一）

——江戸中後期の京都代官に関する史料の紹介と分析——（小倉）

【表 「検使見合書留」所収の文書・項目】

通番	枝番	年号	西暦	月日	表題	差出	宛名	備考
1					【白文】 阿智死後見合心得之事 【白文】 阿智死後見合心得之事			【地方落穂集 七・八】(国立国会図書館所蔵)のう と巻の1項、【地方落穂集 巻九】(日本経済大 学2巻)の2項とは相同じ。
2					【白文】 手負死人見合心得之事 【白文】 手負死人見合心得之事 【本文】 手負死人見合心得之事			【地方落穂集 七・八】(国立国会図書館所蔵)のう と巻の2項、【地方落穂集 巻九】(日本経済大 学2巻)の25項とは相同じ。
3					【白文】 手負人取後并何忌事 【白文】 手負人取後并何忌事			【地方落穂集 七・八】(国立国会図書館所蔵)のう と巻の3項、【地方落穂集 巻九】(日本経済大 学2巻)の26項とは相同じ。
4					【白文】 首籠見分心得之事 【白文】 首籠見分心得之事			【地方落穂集 九・十】(国立国会図書館所蔵)のう と巻の9項、【地方落穂集 巻十二】(日本経済大 学2巻)の9項とは相同じ。
5					【白文】 手負死人見合之御取置不御事 【白文】 手負死人見合之御取置不御事			【地方落穂集 九・十】(国立国会図書館所蔵)のう と巻の9項、【地方落穂集 巻十二】(日本経済大 学2巻)の10項とは相同じ。
6					【白文】 手負死人、其外變死之もの取置之事 【白文】 手負死人、其外變死之もの取置之事			【地方落穂集 九・十】(国立国会図書館所蔵)のう と巻の9項、【地方落穂集 巻十二】(日本経済大 学2巻)の11項とは相同じ。
7					【白文】 大切之件人殺死之御取置取方之事 【白文】 大切之件人殺死之御取置取方之事			【地方落穂集 九・十】(国立国会図書館所蔵)のう と巻の9項、【地方落穂集 巻十二】(日本経済大 学2巻)の12項とは相同じ。
8					【白文】 並方江邊門首掛縁之事 【白文】 並方江邊門首掛縁之事			【地方落穂集 九・十】(国立国会図書館所蔵)のう と巻の9項、【地方落穂集 巻十二】(日本経済大 学2巻)の13項とは相同じ。
9					【白文】 大切之罪(因)人江手籠掛縁之事 【白文】 大切之罪(因)人江手籠掛縁之事			【地方落穂集 九・十】(国立国会図書館所蔵)のう と巻の9項、【地方落穂集 巻十二】(日本経済大 学2巻)の14項とは相同じ。
10					【白文】 当人御取置心得之事 【白文】 当人御取置心得之事			【地方落穂集 九・十】(国立国会図書館所蔵)のう と巻の9項、【地方落穂集 巻十二】(日本経済大 学2巻)の15項とは相同じ。
11	1	(安永10)	1781	2	3 【白文】 安永九子年殺御取置之事 【本文】 安永九子年殺御取置之事			【地方落穂集 下巻】469-670頁、【上方八ヶ国手籠取 御取置】の9とは相同じ。
	2	子(安永9)	1780	12		【勝手方勘定奉行】依、信濃守(松本秀村)、(公事 奉行)本町勘定奉行(青木福五郎)、(検用)同北代官 御正少卿(安藤重雄)	【地方落穂集 下巻】469-670頁、【日本中興経済史料 巻八】92-909頁、【上方八ヶ国手籠取御取置】の9 とは相同じ。	
12		丑(天明卯)	1781	5	13 【白文】 天明元迄御取置心得之事 【白文】 天明元迄御取置心得之事			【地方落穂集 下巻】709-711頁とは相同じ。
13	付札	庚(寛政2)	1790	2		【白文】 和州村々取付 【本文】 和州村々取付		
14	付札	子(寛政4)	1792	5		【白文】 寛政四年京師御取置奉行所江出納御取付之事 【本文】 寛政四年京師御取置奉行所江出納御取付	【京師御取置奉行】菅沼下野守(定助)、(同代官)三浦伊勢守(正子)	
15		丑(寛政5)	1793	6	20 【白文】 寛政五年江御取置心得之事 【本文】 寛政五年江御取置心得之事	【公事方勘定奉行相掛御取置】	【代官(御取置)】	

16	五(寛政5)	1793	11	〔日文〕山崎國重實父村小堀城山之内に而藤原入有之條ニ付、且其村方之儀ニ(寛政)町奉行所江蘇出、同所之條有之儀ニ付條合之變 〔本文〕(表題なし)	(二人前京都代官) 小堀縫殿(拜明)	(京都町奉行)	
17	亥(寛政8)	1794	8	〔日文〕東叡六波寺大坂御奉行所江蘇出條合付 〔本文〕(表題なし)	(二人前京都代官) 内藤重三郎(忠朝) (大坂町奉行)	(大坂町奉行)	
18	卯(寛政7)	1795	11	〔日文〕遊船・大堀并遊草・行陣、其外山火・穴落・田圃等取斗方・堀奉行所江蘇合之事 〔本文〕遊船・大堀并遊草・行陣、其外山火・穴落・田圃等取斗方・堀奉行所江蘇合 〔日文〕東叡(寛政年御) (奈良) 奉行の山火・掘河 〔本文〕堀河(寛政年御) (二村) 奉行之儀 〔日文〕堀河(寛政年御) (奈良) 奉行の山火・掘河 〔本文〕堀河(寛政年御) (奈良) 奉行の山火・掘河	(京都代官) 小堀縫殿(拜明)	(堺奉行)	
19	辰(寛政8)	1796	2	〔日文〕東叡(寛政年御) (奈良) 奉行の山火・掘河 〔本文〕堀河(寛政年御) (奈良) 奉行の山火・掘河	(京都代官) 小堀縫殿(拜明)	(奈良奉行)	
20	子(文化2)	1804	8	〔日文〕東叡(寛政年御) (奈良) 奉行の山火・掘河 〔本文〕堀河(寛政年御) (奈良) 奉行の山火・掘河	(備前代官) 小堀中務(正徳)	(備前奉行)	
21	酉(享和2)	1801	10	〔日文〕享和元年堀河町奉行所中東泉州村々被(江) 〔本文〕(表題なし)	(備前代官)	(京都代官)	
22	(文化4)	1807	5	〔日文〕文政四年堀河町奉行所中東泉州村々被(江) 〔本文〕(表題なし)	(備前奉行)	(京都代官)	
23	(文化8)	1811	1	〔日文〕文化八年御奉行所 〔本文〕文化八年御奉行所	(備前奉行)	(京都代官)	〔後見書〕下巻』713頁、『御書普天保集』F1 4683号、『日本財政経済史料』巻ノJ 1019～1020頁之(312頁)。
1	(文政元)	1818	8		(公事方勘定奉行) 本・備後守(末田正徳)・備手方勘定奉行(肥・豊後守(堀田朝勝)・(公事方勘定奉行) 兵衛頭(松平右行)・(備手方勘定奉行) 小・伊勢守(小笠原共時)・(備奉行) 柳 主藤正(備後守)	(京都代官) 小堀中務(正徳)・手代茶藤次・在藤打右衛門・中村大郎左衛門・中村大郎右衛門・同入手代大藤勇行衛門・中村頼四郎	
2	(文政元)	1818	8		(公事方勘定奉行) 本・備後守(末田正徳)・備手方勘定奉行(肥・豊後守(堀田朝勝)・(公事方勘定奉行) 兵衛頭(松平右行)・(備手方勘定奉行) 小・伊勢守(小笠原共時)・(備奉行) 柳 主藤正(備後守)	(京都代官) 小堀中務(正徳)・手代茶藤次・在藤打右衛門・中村大郎左衛門・中村大郎右衛門・同入手代大藤勇行衛門・中村頼四郎	
3	(文政元)	1818	8	12 〔日文〕大坂(御本町)御代官本武十郎(注美)方之儀ニ大坂(御本町)御代官本武十郎、同より被取 〔本文〕(表題なし)	(大坂御本町代官) 中村頼四郎・大橋勇行衛門・(御代官手代) 藤原左衛門・中村太郎左衛門・佐藤丹右衛門・宗務強治	(大坂御本町代官) 四人	
4	(文政元)	1818	9	3 〔日文〕(表題なし)	(京都代官手代) 藤原左衛門・中村太郎左衛門・佐藤丹右衛門・宗務強治	(京都代官) 三人	
5	(文政2)	1819	2	7 〔日文〕(表題なし)	(大坂御本町代官) 藤原左衛門・中村太郎左衛門・佐藤丹右衛門・宗務強治	(京都代官) 小堀中務(正徳)	
6	(文政2)	1819	2	7 〔日文〕(表題なし)	(大坂御本町代官) 藤原左衛門・中村太郎左衛門・佐藤丹右衛門・宗務強治	(京都代官) 小堀中務(正徳)	
1	卯(文政2)	1819	6	〔日文〕右三付御奉行、御代官所江蘇合之事 〔本文〕(表題なし)	(京都代官) 小堀中務(正徳)	(備前奉行)	
2	辰(文政3)	1820	3	〔日文〕(表題なし)	(京都代官) 小堀中務(正徳)	(京都代官) 小堀中務(正徳)	
2	(文政3)	1820	4	23 〔日文〕(表題なし)	(京都代官) 小堀中務(正徳)	(大坂御本町代官) 藤原左衛門(注美)	
26				〔日文〕(表題なし)	(京都代官) 小堀中務(正徳)		
27				〔日文〕(表題なし)	(京都代官) 小堀中務(正徳)		
28				〔日文〕(表題なし)	(京都代官) 小堀中務(正徳)		
29				〔日文〕(表題なし)	(京都代官) 小堀中務(正徳)		
30				〔日文〕(表題なし)	(京都代官) 小堀中務(正徳)		
31				〔日文〕(表題なし)	(京都代官) 小堀中務(正徳)		

※ () 内は書者による注記を示す。表題の「目次」は本文に記されたもの、「本文」は本文に引用される各文書・項目の冒頭に記されたものを表す。

「検見見合書留」(一)

——江戸中後期の京都代官に関する史料の紹介と分析——(小倉)

なお、紙幅の都合により、本稿「検見合書留」(二)では、本史料のうち前半部分を紹介する。今後、本稿の続編として、①本史料の後半部分を翻刻するとともに、②京都代官が上方奉行や勘定奉行とどのような関係にあり、その幕領支配が他の上方代官とどのように違ったのかについて分析する予定である。

第一章 史料の紹介

《凡例》

一、漢字は原則として常用字体を用い、それには正字体を用いた。仮名は現行の字体に改めた。ただし、次の異体字・俗字・合体字・仮名は残した。

昏(紙)	𪛗(事)	𪛗(州)	迨(迄)	𪛗(儘)	𪛗(悴)
曾(曾)	𪛗(体)	斗(計)	并(并)	𪛗(より)	
江(え)	而(て)	与(と)	者(は)	茂(も)	

なお、助詞に用いられる仮名の「江」「而」「与」「者」「茂」や、それらと「二」「に」が組み合わさったものは、文字を小さくし、右寄せにした。

一、くりかえし記号について、漢字は「々」、平仮名は「ゝ」、片仮名は「ヽ」とした。

一、読解の便をはかるため、読点(、)や並列点(・)を施した。また、平出や欠字は一字あけた。

一、翻刻者による注記は、本文の傍に()をもって示した。また、誤記や意味不明の部分には正しい内容や(ママ)の傍注を付し、疑問が残る場合は(カ)を加えた。

一、脱落している語句や文章は、本文中に「」をもって補った。

一、誤記の訂正や脱落の補充にあたっては、「地方落穂集 七・八」「同 九・十」(国立国会図書館所蔵)、瀧本誠一編『日本経済大典 第二十四卷』(啓明社、一九二九年)、荒井顕道編・滝川政次郎校訂『牧民金鑑 下巻』(刀江書院、一九六九年)、大蔵省編『日本財政経済史料 卷八』(財政経済学会、一九二五年・復興版)、高柳眞三・石井良助編『御触書天保集成 下』(岩波書店、一九四一年)、拙稿「上方八ヶ国手限取計留」(二)——江戸中後期の上・大津代官に関する史料の紹介と分析」(『関西大学文学論集』七〇—四、七一—二合併、二〇二一年)を参照した。

一、原本では、訂正のための抹消や見せ消ちがみられるが、本稿ではこれらを省略し、訂正後の語句を本文に組み込んだ。

一、原本では、追加や補充のための語句を本文の右側に記し、それを挿入すべき箇所を丸印で示したものがあつたが、本稿では丸印を省略し、挿入すべき語句を本文に組み込んだ。

一、奥書は「」でくくり、(奥書)の傍注を付した。

一、収録される文書や項目には、掲載順に【1】のような通し番号を付した。

一、現在からみて人権を侵害すると解釈される表現が一部に含まれるが、歴史的・学術的史料として原文を尊重した。

一、人名や役職は以下の文献によつた。高柳光寿ほか編集顧問『新訂寛政重修諸家譜』(続群書類従完成会、一九六四—六六年)、黑板勝美・国史大系編修会編『新訂増補国史大系 徳川実紀』『同 続徳川実紀』(吉川弘文館、一九八一—八二年)、東京大学史料編纂所編『大日本近世史料 柳営補任』(東京大学出版会、一九六三—七〇年)、小川恭一編『寛政譜以降旗本家百科事典』(東洋書林、一九九七—九八年)、村上直ほか編『徳川幕府全代官人名辞

典』（東京堂出版、二〇一五年）、「京都便覧」（京都市編『京都の歴史10 年表・辞典』学芸書林、一九七六年）、京都市歴史資料館編『京都武鑑』（京都市歴史資料館、二〇〇三・四年）、「大坂袖鑑」（大坂）御役録」（大阪府立中之島図書館所蔵）。

《翻刻》

（表紙）



目録

- (1) 一、倒者死骸見分心得之事
- (2) 一、手負死人見分心得之事
- (3) 一、手負人取扱并可忌事

- 一、⁽⁴⁾首縊見分心得之事
- 一、⁽⁵⁾手負死人見分之節噫氣不請事
- 一、⁽⁶⁾手負死人、其外変死之者取置之事
- 一、⁽⁷⁾大切之科人病死之節塩詰致方之事
- 一、⁽⁸⁾遠方^江遣獄門首持様之事
- 一、⁽⁹⁾大切之困人^江手鎖掛様之事
- 一、⁽¹⁰⁾当人吟味心得之事
- 一、⁽¹¹⁾安永九子年被仰渡書之事
- 一、⁽¹²⁾天明元丑年御書付之事
- 一、⁽¹³⁾和州村々取斗之事
- 一、⁽¹⁴⁾寛政四子年京都町奉行所^江出候書付之事
- 一、⁽¹⁵⁾寛政五丑年御書付之事
- 一、⁽¹⁶⁾山城国西賀茂村小物成山之内^{に而}縊死人有之候二付、其段村方^江直二町奉行所^{京都}訴出、同所^江檢使有之儀二付懸合之^之支
- 一、⁽¹⁷⁾寛政六寅年大坂町奉行所^江出候書付之事
- 一、⁽¹⁸⁾盜賊・火附并変死・行倒、其外出火・欠落・旧離等取斗方、堺奉行所^江懸合之事
- 一、⁽¹⁹⁾寛政八辰年南都奉行^{奈良}山城・撰河泉村々取斗方問答二付答書之^合支
- 一、⁽²⁰⁾御勘定所^合番非人取斗方御尋二付書上之事

〔檢使見合書留〕(一)

——江戸中後期の京都代官に関する史料の紹介と分析——(小倉)

- (21) 一、享和元酉年堺奉行所申来泉州村々被相触候触書之事
- (22) 一、文化四卯五月京都町方之もの檢使場所江罷出候節、口書町役與印之儀二付引合書拔之事
- (23) 一、文化八未年御書付之事
- (24) 一、大坂御代官岸本武十郎莊美支配所之もの当支配所内にて致水死候付、其段村方直二大坂奉行所江届出、同所より檢使有之儀二付、武十郎莊美懸合往返之支
- (25) 一、右ニ付取斗方、御勘定所江伺書之事

【1】

倒者死骸見分心得之事

一、倒死人致見分候ハ、村役人其外百姓等為立会、打疵（・切疵）或者殺候哉之趣得与遂見分吟味、委細詮儀之上、懷中物之有無・年齢・衣服之色品・帶等迫口書二〔載〕取べし、惣身無疵〔二而〕怪敷儀も無之候ハ、其趣之口書取べし、見分吟味無残所仕廻候ハ、早速飛脚を以可詞也、御下知之上三日肆、人主不出候ハ、其俣二而桶二詰、其場所二埋候ても、亦難埋場所二候ハ、寺院境内之内（今又）なりとも埋べし、扱又倒候場所人之往来無之所二候ハ、村境之往来有之所江札を建、倒死候もの男女之訳・年齢并ニ衣服・懷中之品等可書付、但、懷中ニ金銀等有之候とも書べからず、是ハ偽を防ため也、右雜物・金子等者村役人立会之上寺院江預、書付取べし、右之もの親類等不尋来ニおいてハ、右之品寺院江法事料ニ納べし、又怪敷儀も有之候ハ、見分之趣を以口上書取之、夫より吟味之次第者其時之品ニ寄如何程も有べし

一、惣て倒候もの取扱品有事也、仮令脇差一腰二而も絹布を着、下帯も絹羽二重等を用ひ候倒もの者、土間ニ座を敷、

其上^江為伏、頭之見えざる様ニ塵を懸置也、又右之通衣服（下帶）兩脇^腰を帶し倒たるハ、土間之上ニ戸板を置、其ノ上（に）蒲団を敷、蒲団を懸る也、右何レも頭共ニ隱すべし、但、右体之もの^二も木綿之下帶いたし候得^者、武士・町人ニ不限土間^三伏（させ）、頭を出し、菰を置也、下帶無^者之肆（に）不及、取捨也、無宿ニ准ス、〔非人の手ニ掛るなり、染衣を下帶に致倒れ候者は世間之者之子ニ准ス、〕是を川竹ニ准ると唱なり、右何^シも〔見分〕伺之上片付なり

一、倒様に次第有、面を上ニなし倒たるハ死人^{（死人は）}之、惣丈三分・七分ニ境^江懸り候とも頭之方^二引受、厄介ニすへき也、面を下ニして伏候〔倒者^者〕、足之方^二全厄介ニすへき也、兎角其もの、今迄歩行來候方にて死を〔遂〕た〔る〕に依^而也、後口へかへる時^者はづミにて足前^江出るもの也、又前^江倒時^者はつミにて頭を前^江出すもの也、唯足之通ひ長短ニ心を附べし、如何様臥候ても右ニ准して知へし、又能分りがたきハ兩村引請ニ申付也、番^者引請之方々出し、境隣之村^江立会申付也

【2】

手負死人見分心得之支

- 一、手負疵改之事、惣^而人間真向之中を一尺二寸ニ取る、横之三増倍也、横身を四寸ニ取也
- 一、打込疵^者長之四分一を深ミに取也
- 一、疵之中ハ不取もの也、是不知ゆへ也、疵口ハはぜかへり、兩方むしれるもの也、尤元來巾ハなきもの也
- 一、横疵^者横身四寸ト取故、一倍ニ切候^而も〔四寸也、勾〕配^江廻りたるハ深し、又切下^与唱へし、向前同し様ニ切れ〔たる〕ハ〔切込〕深き也、手前下向上りたるハ切下也、併横疵ハ横疵^{（符）}ニ立るなり、何程切下ケ方多候共、本牀横

〔檢使見合書留〕（一）

——江戸中後期の京都代官に関する史料の紹介と分析——（小倉）

疵を〔以〕躰にとるなり、図、左之通、且〔但〕図ハ略ス

一、右手疵之様子、檢使之もの委細様躰書付、口書取添之上るなり、口書取様末ニ出ス

一、右手負見分致方之儀者、衣服脱セ改事決て無之事ニ候、随分手負之身江不痛様ニ見分すべし、衣類之上る切口疵ニ候ハ、其所衣服切解キまくり上置見分すべし、帯括とか〔せ〕候事、是又問うらひ、氣ゆるミ候得者絶入するもの也

一、都而手負致見分候ハ、其道之医師呼寄、手負之様体をも承り、右体取扱者医師ニ為致、見分斗可致、尤手負人之助与成也、不案内ニ取扱、何にても失出来候得者、役人之不調法ニ成也、最初療治ニ懸り候医師なれハ、勿論右医師口上書もとるへき也

一、腹杯切口ハわた出、疵口見分難成時者、平皿之蓋江真綿か吉野紙を敷、其腹を下クツトすくひ上候へ者、わたも上り、疵口も知る也、但、如此なる〔時は、〕切口巾何寸、わた何寸出ると書べし〔、深サは不書〕

一、疵口寸改之事、回かねを以寸を取へし、丸ミのりニ取候得者、疵口格別長く成るもの也、かねを左右ニ建、一文字ニかねを当て寸を取べし

一、惣而檢使ニ罷越候節者渾発〔寸〕を持参すべし、手負疵口見分杯ニ渾発〔寸〕を以取扱候得者、体も能、理方多し

一、手負者百足付事有もの也、山鳥之尾羽を上ニ差置ケハ決て不付也

一、手負之口上書取候ハ、随分念入聞入取べし、都て手負者疵軽重、其人之氣症ニ寄口乱る事有、今迄正氣ニ物申内ニ、心氣之勞レニよりふらりと本心を取失ふもの也、ケ様之節者叱励して氣を附べし、されバ肝要之事を聞者、要之所斗直ニ押返し聞取べし、先第一切ハ相手を承べし、如何様之趣意にて被切候哉之旨得与可承也、外々之儀ハ氣乱、申候不都合ニ候共、相手之儀慥ニ申之、所之ものも右之趣承伝候ハ、奥書ニ所之者〔の〕申趣をも書加へ

取べし、又一向申口乱、前後〔正体〕なき事申候ハ、難取用趣、立会之親類・所之役人共其趣之書付取へし、其上ハ其節見合候もの歟、切られ候場所近所之もの、野辺なれ其辺ニ作いたし居候もの等、其外少_ニも手掛有之ものを可_レ遂〔詮儀〕、吟味致方手荒なれば却_レ而不言之もの也、心得可有事也

一、手負人之口書ニ其もの印形いたし候事、当人其身自由不成候付、所之名主又_者親類内重立候もの_江為請取、手負人誰申口相違無之付、右之もの印形私_江受取、為代口書_江印形仕候旨、又〔言〕に書加へ取へし

一、手負人之口書ニ、其もの之名之脇_江当何捨何歳と書べし

一、右親類・村役人、被切候場所之近所之もの、或は家之内にて之手負ならば其もの家内之もの、隣家・向家ハ吟味之上口書取へし、其外其節之時宜ニ寄口書可取類多あるべし、兎角吟味之趣品々ニ不成様つゝめて取べし

一、手負人見分之節添檢使參候ハ、口書_者兩人相別レ、間を隔て相口を取事も有、是_者、手負之妻子又_者親類・家來等、其外立会候もの、申口を引分吟味いたし、申口之合か不合かを見る也、一人見分之時_者、手負之口書を取濟口上にて、座敷を隔て外之もの、口を問べし、尤手負之口書_者親類・村役人之承知印形取べし、其外之もの口書_者村役人斗立会印形取べし

一、手負_者何疵ニよらず、目_江血流レ入候_{而者}不生もの也

一、疵之場所ニ寄肉薄成所_者、長く四分一之積ニ深サを取候_{而者}骨切込、尤生もの也、急所_不を被切候得_者薄手_ニも死也、ケ様之場所_者深サ不知と書也、何_レ迎不知旨察当有之バ、急所ニ候間取扱難致候付、深サ難取候、凡及見候所_者何程位も可有之歟之由可申上なり、尤モケ様之大事之手疵無差別ニ取扱候へ_者、旋入いたすもの也〔、大切に可心得事也〕

一、仮令_者眉間ハ鼻之間を切下られ、疵長四寸五寸、此四分一_{有之}見て深サ壹寸としてハ、頭と鉢_江切込ニ付不生ものニ

成なり、是等之類^者目鼻之〔間の〕窪ミを深ミに取てもよし

〔一〕、鏝疵深サ難知、書ニ不及、腸出候ハ、其趣^者書べし

一、死人之疵深サ書ニ不及、長サ斗書なり

一、手負之見分ニ罷越候節^者、先ツ名主之所^江着、委細様子尋承り、食事等いたし、随分心を慎、始終工夫いたし、静ニ罷越候儀第一也、口伝

〔一〕、右手負〔二〕付、大勢科人等も出来可申様子ニ候ハ、随分勘弁致、事をちいさく濟候様之心得肝要也、但、

斯言ハとて肝要之儀を逃隱すハ悪し、兎角相手さへ一人出候ハ、大勢^江不掛様勘弁可然也、併時ニ寄へし、手負^者自分之苦敷ニ付、又^者心気乱れてあらぬ事をも申もの也、檢使之耳^江入候^而者聞逃しニ難成、左候^へ者無益之事ニ手間取、小サキ事も大きく成事有もの也、是等ハ以心伝心にて言葉を以演かたし、唯其人の心得ニ有べし

一、都^而吟味致方^者扇を開たる如く成へし、扇^者末広して本^ニ而束、要を以メたるもの也、吟味も其如く広かりたる事を次第ニ縮むる様ニ取斗、束^而能様ニする心得^一也

一、見分吟味相濟、口書不残取揃候ハ、止メ証文^与いふを取る也、是^者当人之親・妻子并親類・村役人・百姓代共之印形^ニ而取べし、其品^者、此度何之儀ニ付為御見分御越被成候処、御見分御吟味被成方少も御非分成儀〔無御座〕毛頭〔申分〕無御座候、尤御見分請残候場所もなく、并御吟味ニ付申上残候儀無之、御願可申上儀曾て無御座と申文言^ニ而猶其品ニ寄書加可然儀^者書添、右之もの共印形取べし、但、村役人^者奥書ニ立会、文言^ニ而右之趣書加へ、印形取べし

一、右之外御定之木錢証文取べし、尤是又御逗留中御非分成儀無御座、御馳走ケ間敷儀一切不仕旨加へ取へきなり

手負人取扱并可忌事^{イム}

- 一、切腹杯いたし、損腹^江刀貫キ倒候手負^者、右^江倒るゝもの也、其刀を抜^二者、刀を両指にてはさミ、腹^皮の後を抓寄、刀拔取、其口を塞べし、勿論皮を右^江之方^押寄てメル也、然時^者肉之穴ト皮之穴と喰違ふニより腹わた不出也、扱壺之蓋杯塗物を当て、後口^布之方^布帯を引廻し、疔^与結ひて置^ケ者、医師之来ル辻別条なきもの也、壺の蓋を当るハ、風をいとひ、又^者医師来て取ほこす時切口痛ぬ也、唯布^二者卷、外之惣を当ると、血当りたる物^江ねはり附、引離^す時シ次扱又苦痛し、元氣を取也、疵口より風入ハ破傷風といふ病^二者なり、命終るなり
- 一、切口^疵ハ腸出たらバ早くすくひ入、右之通ニして置べし、腸出たるを其俣^二者置ハ、風当りふくれかわきて入兼るもの也、命危^シく、又血^シ〔多出〕止らすハ、洪染之布にて巻べし、血止る也
- 一、手負^ニ〔に〕女を近付べからず、たとひ極^{縫カ}たる疵^二者も破るもの也、尤心乱、申口紛々^与して前後するもの也、初発正氣^二者申口も跡口乱候^而者初之申口ニも疑ひ付、決定難成事有もの也、尤書上伺六ヶ敷し、妻子たりとも倒口寄べからず

一、手負^二者腹立ぬ様ニすへし、憤る時^者血走りて不止、仮令平愈^愈いたしか、りたるも疵口破る也、況縫^座たる当然をや、可慎事也

一、手負を眠らすへからず、氣ゆるミ血死るに似^依て、療治致しかたきもの也、尤奇怪成夢を見て驚事有、然るときハ身体破れ死るなり

一、手負^二者随分力を附べし、又比興^成来時^者叱て励べし

一、手負目うるみてすわる時ハ死、目すみて働くハ生るなり、又曰、紅紙之しそく^二者顔^二者ハ見るニ、顔色赤きハ可生、

「検使見合書留」(一)

——江戸中後期の京都代官に関する史料の紹介と分析——(小倉)

無左ハ死スなり

一、死すへき手負者足を踏延し、手を賑(賑)り結るものなり

一、深手にて即死之ものハ、疵深サ書ニ及はず、長サ斗書也、切手を捕候ハ、切候旨趣〔二〕通り可承、仮令理ハ能候とも片口ニ而者証証与仕かたし、唯切ると申事を承届候へば〔よし〕、何レも殺候もの下手人也、其外之吟味有之もの、前(ママ)ニ准嚴敷捕置、所之もの江番申付也

一、尤被切候もの、親族之内相番ニ申付、是者自害を防く為なり

一、村方番人共懷中改、させる・扇・楊子等迄不為持様ニすべし、囚人者何ニても不為持、下帯等迄為取、手鎖を打、足等者(レ)はたしを〔打、腰繩にて急度繫き置、口には管を〕はませる也、委くハ末ニ出す、但、吟味手間(備)どらバ圈を申付置くよし

一、切口もの不知候ハ、被殺候親類共江平日心当り之有無を尋、猶又村中江入札を申付、或者銘々家内〔吟味、〕刃物・衣類等改べし、刃物・衣類共ニ其節用ひ候二者のり附、縦洗候共刃物者油不拔、衣類〔は〕其場洗ひ候へばきわ立、表ニて不知とも綿江血し(ママ)ミ

一、込たるハ不拔もの也、其時之品ニ寄吟味仕方色々有べし

【4】

首繪見分心得之事

- 一、首を繪相果候ものハ、何方ニ而縊候とも、見分不濟内者下ケさる法也、若死候て間もなくおろし候得者、常の死人
- 二、〔通り異成事〕なく、吟味六か敷也

一、ケ様之見分ニ罷越候節者渾発〔寸〕を持参すべし、舌抔引立見るに体能、諸事ニ利方有事なり

一、首縊死候ものは目之中・口中ニ心を付へき事肝要也、実ニ首縊者眼上を見るか如し、舌下齒江附もの也、一夜も越候者、舌付候齒黒く跡付もの也、尤青はるされを出すものなり

一、首縊見分書上〔に〕、口中迄相改候処、首縊ニ無紛段可書裁也兼

一、首縊未あた末なたかみ有者之、其俣二而下よりソツト台を致爲立、足之爪先分段之揉上候而下〔へ〕おろし、随分裾分

揉ミ上候得者息出るもの也、ケ様之首縊〔を〕早速繩切放候而活さるもの也、是ハ自分ニ引受候ものハ格別、他所もの二様子不知者、活し候ハ、却而六ケ敷成事も可有もの也、勘弁可有事なり

一、メ殺候上首縊候様拵たるハ、舌を上齒二附、眼下を見るが如し、又後門ニ自利之氣味有もの也、実々首縊二而者なし一

一、口書之儀、出所不知もの往還又〔は〕宮森等二而首縊候ハ、村役人ハ不及申、百姓共之内見知候哉之旨遂詮儀、

不見知由申し候ハ、其趣書付取へし、并幾日何時誰見付候哉之旨相尋、初見付候もの呼出、如何様之儀ニて通り懸り見付候哉、怪敷儀及見聞候儀も無之哉之旨委細相尋、口書可取、勿論變死之もの懷中所持之品・書付等之類有

無相改、村方分取候口書ニ可載、年齢・衣類等之儀先達而注進書〔二〕有之といへども、見分之上取候口書ニ候得者、

是又文言ニ書裁可然也、吟味之上怪敷儀も無之、全自分首縊候ニ無紛相聞候ハ、口書取添、首縊場所等委しく疎絵図ニ致、早々屋敷江遣、御代官之下知を請、取仕舞可申付、取仕廻之仕方・札之立方、倒タラシもの之ケ条ニ有之故略之、

但、為見分江戸出立之節、怪敷儀も無之候ハ、御法之通取仕廻可申付旨御下知有之もの也

一、家内江之首縊候ハ、其もの之品ニ寄吟味之品有べし、或者養子又者嬢娘・親類掛人・他人〔掛人〕・下人等、其品ニ寄吟味すべし、何れも其もの之親類を寄、立会之上、家内之もの銘々平日又者致變死候前広之様子等委く可相

尋、右二付訖等有之趣候ハ、其筋を糺吟味すべし、訳もなく怪敷儀も無之、書置等も不致、〔二存〕^二相果候趣
二候ハ、親類ども一通り^{（右之訳申聞吟味ニ付外ニ）}令吟味処、右之外何そ願筋有之哉之旨相尋口上、拙者共立会、御吟味之趣逸々承知仕候
処、御吟味〔筋〕残ル所も無之、怪敷存候儀も無之上^者、外^二〔御吟味〕相願筋曾^而無之段申候ハ、其趣口書可取、
右之通吟味事済、何しも異変無之候ハ、懸人・奉公人〔等〕^者死骸引取証文取之可相済、右証文取様^者、私忤誰儀、
何村誰方ニ相勤罷在候処、今月幾日夜首を縊相果候付、為御見分御越被成、拙者共立会之上死骸御改、家内之もの
等委細御吟味罷成候^被、平日相争ひ候儀無御座、家内之もの共陸敷、書物等も無之、勿論死骸御見分被成候処、聊
怪敷儀も無之、全一存^三首縊候儀ニ相見^江候上^者、何方^江も曾^而申分無之、御吟味ニ付可申上儀一切無御座候、依之
右死骸御渡被成、慥ニ受取申候、然ル上^者、重^而右ニ付御願〔がま〕しき儀曾^而申上間敷旨之文言にて取へし、
尤立会候親類共加判可為致候なり

【5】

手負死人見分之節噫氣不請事

一、手負死人等見分ニ罷越候節^者、其場所ニ至る前二目・鼻・口・耳等^江唾をぬり候へ^者噫氣を不請、又〔役人は〕丁
子之油を印籠ニ用意して可持、是又右場所^江ぬる時^者噫氣を^{（誦）}噫さる也

【6】

手負死人、其外変死之もの取置之変

一、手負亦^者変死之もの^者、其時之形を不改、〔其身〕其俣^二而^一土葬する法也、髪もおろさせさる也

【7】

大切之科人病死之節塩詰致方之事

一、科人塩詰仕様、自分手を懸る事二者あらねども、役人者覚可申事也、此仕様、夏秋ならハ稲の葉、春冬ならハ菊葉のはかまを取、内ニ塩を包て折返し、死人之鼻之穴・両耳・口・臍（・後門）等江聡と差込、両脇之下江塩を詰、入物之下江塩厚置、其上江右死人を置、上分も塩を置也、尤渡り塩者血交り候間宜からず、新しき塩を以詰べし、右稲之葉を用事秘事也、大方者此伝を不知、如此すれば幾日立候ても不腐、尤見分之節〔塩不殘〕能とれるものなり

【8】

遠方被遣獄門首持様之事

一、遠方被遣獄門首者、随分入念不申候而者皮肉之間虫わき出、皮を破り腐也、此持様、首之切口（に）頭江通りたる大きな穴有、亦前之方ニ二筋細き穴有、切口はせか（り）つり、右之穴難知もの也、是を能糺す（し）べし、柳之枝を細末ニ削、其穴分差込、其穴相応麦稻之葉（葉）か菊之袴ニ塩を包、其穴江随分深くきり、つと差込、鼻之穴・口・耳の穴江も右之通差込、首桶入置、上分も塩を入持也、是者不表立儀也、又曰、上酒（に漬る）もよし、首桶ハ大方新敷手桶之手を切て用ゆ、蓋をして琉球二而包、札を建る也

【9】

大切之囚人江手鎖懸様之事

一、大切之囚人江手鎖を掛候へば、着服之上（外）懸べし、常之手鎖人之ことく懷中二而掛候へ者、手鎖二而胸を打、自害す

〔検見合書留〕（一）

——江戸中後期の京都代官に関する史料の紹介と分析——（小倉）

る事有もの也、至て大切之囚人(科)者、拝ミ手鎖ニ掛くよし、打事不成、何レも用心なり

【10】

当人吟味心得之支

一、縦者大勢集り(候)場所二而喧嘩之上乱棒(切)二人打、疵付るか、また者当座ニ打殺候か、或者拔身を以数人切合候節、誰打殺候とも分かたく、唯大勢二而〔相手〕難知抔申、手負死人等有之候節、為見分罷越候ハ、〔其〕近在二而常〔躰〕之旅人之様二而酒店杯三而休、何となく風聞之様子尋承り、又馬士などにかかるふ問懸承るかよし、大体知るもの也、又吟味手掛ニ成変自然と耳ニ入もの也、扱其村々入候而も〔指而〕事々敷無之体二而者、是ハ埒もなき喧嘩之致様哉、去二而も誰か初に打擲候やらんと、事もなげニ輕承り候得者、不斗初ニ打擲候もの知る事有もの也、都てケ様之類者、棒或者刃物二而も初ニ打当候もの下手人ニ成定法也、後々ニ打候もの殺候とも、是者下手人ニ不相立、遠島なり、縦手負人不死とも、初ニ手を入候もの相手ニとる法也

【11の1】

別紙之通松平右京大夫殿御届之上、伏見・京・大坂・奈良・堺奉行中(ママ)掛合之上、何レも承知〔三〕候間、右之趣〔二〕相心得取斗、此外之儀〔一〕(著)是迄之通心得申合、区々不成様可被致候、以上

(安永〇年)
二月三日

松本秀持 勝手方勘定奉行
松 伊豆守

山村良旺、公事方勘定奉行
山 信濃守

桑原盛員、同奉行
桑 伊勢守

(安藤惟要、勝手方勘定奉行)
安 彈正少弼

小堀 数馬 殿
(邦直、京都代官)

石原 清左衛門 殿
(正範、大津代官)

小林 孫四郎 殿
(政用、生野代官)

青木 楠五郎 殿
(紀明、大坂鈴本町南側代官)

万年七郎 右衛門 殿
(頼行、同鈴本町北側代官)

大屋 四郎 兵衛 殿
(正巳、同谷町代官)

角倉 与一 殿
(安寿、京都河原町二条代官)

猶以廻状被致順達、留り(山村良旺、公事方勘定奉行)の信濃守方可被相返候、以上

【11の2】

一、御料所村方(者)の他支配之御料并私領(江)懸り候諸出入之、訴訟方村方(江)奉行所(江)出訴可致候、私領出訴之出入も〔同様〕奉行所之取捌(与)ニ存候

一、御料所村方二人殺・疵付・口論、其外都(而)違変有之、私領之もの、仕業ニ候ハ、右私領之ものを相手取、御料所村方(所)出訴可致間、奉行取之取捌(与)ニ存候

一、御料所村方之もの、他所之ものを殺し、或(者)疵付、吟味可相願親類他所ニ有之、他所(出訴)いたし候歟、無左候ハ、御代官(可)差出間、奉行所之取捌(与)存候

但、口論、其外之違変も同様之趣意ニ御座候

〔検見合書留〕(一)

——江戸中後期の京都代官に関する史料の紹介と分析——(小倉)

一、御料所村内之人殺・疵付・口論、其外之〔違変^二而他所之ものハ引合斗^二候ハ、地頭^江〕懸合、一件御代官^二而為致吟味可申候

一、御料所村方^二而盜賊・火附等召捕候ハ、他領之もの^二而も無宿^二而も、仮合^合他支配・私領等^二引合^者勿論、同類有之候共、御代官^二而吟味^為可致可申候

一、右御代官^二而吟味為致候引合^二伏見・京・大坂・奈良・堺町方之もの加り候ハ、其所之奉行所^江御代〔官^合可申〕^而達^二而、一件奉行所之取捌^与存候

是^者、拙者共方^二而之吟味^二而者、他之奉行所支配之ものも互^二呼出候^二吏御座候得共、御代官之役所^江奉行直支配町方之もの呼出候^二者、有之間敷^二付、前々々本文之通相心得罷在候、併御料所村方^二出作地致所持候もの、出作地^江附候御年貴等之儀^者、奉行直支配町方之もの^二而も其御代官^二可為相糺可申候

一、御代官吟味難渋いたし、奉行所^江差出^二儀、御代官^合相伺候得共、仮令一支配之もの^二而も、是迨其度々其所之奉行^江懸合、右奉行所^江〔差出させ來候間、以來右類^者拙者共^江伺^二不及、御代官^合其所之奉行所^江〕直^二為差出可申候

但、御願所^{アツカリ}も御代官所も同様^二御座候

右之外、品替候儀有之候ハ、其度々時宜^二寄御掛合可申候、以上
^(安永九年)
子十二月

天明元丑年御書付写

私領并他支配之人殺・疵付訴出候ハ、向方^江立会之儀懸合、手代・家来見届ニ遣、村方^江致着候ハ、夜入候とも早々双方村役人^江為見置、疵所見届、書付取之、疵入^ハ醫師之書付も取、始末一ト通承り、口書取之、相添候ハ、早々引払、致帰府候様可致申付置候、私領引合^者評定所公支、他支配引合^者内寄合公事ニ成候間、察当杯申吟味詰候^ニ者不及候、右之通取斗候ハ、翌日出立も相成、致逗留候とも一日^ニ而可相濟候、勿論遠国之親類^者引合之もの^者、場所^江呼候とも不及候

一、殺候もの・疵付候もの致欠落候共、手掛り知候ハ、其品ニ寄^ニ、三日又^者四、五日懸り候支も可有之候得共、夫今日数懸り候儀^者無之候筈^{ハツ}二候、無抛日数致逗留候ハ、其場所より為致住進^注、猶又帰府之上承り、以書付可被申聞候

一、殺候もの・疵付候もの、或^者手伝候もの、私領之ものニ候ハ、取逃さる様手当申付置候様、立会之家来^江申談置、御代官所之もの^ハ早々為致出訴可被申候、勿論親類共ニ村役人老人差添出候得^者相濟候、追て奉行所^江呼出候事も可有之候得共、先ツ出訴之節^者人数多差出候事^者無用候

一、殺候もの・疵付候もの、御代官所之ものニ候ハ、私領方訴訟方ニ候間、早々公支方御勘定奉行月番^江添使者を以出訴^為被致候様、立会之家来^江申聞、右殺候もの并手伝候もの・疵付候もの不取逃様手当いたし、村役人差添、手代召連致帰府、其旨可被相届候

但、本文之手当いたし候疵付^者、疵人平愈致候ても片輪ニ可成歟^与醫師申候もの之事ニ候、片輪ニ不相成、農業渡世ニ障無之相見^江〔候〕疵付もの^者、親類・村役人ニ預候斗^ニ而手当候ハ、不及候

〔検使見合書留〕(一)

——江戸中後期の京都代官に関する史料の紹介と分析——(小倉)

一、右両ヶ条、御料・私領何レ之出訴(方)も公吏者月番(二)而請取候間、同じく立会之家来(江)申談、手当呼出候(而)者、又候場所へ手代歎家来罷越、重て入用も掛り候間、場所(江)罷越候手代・家来申合、疵人不致平愈候(愈)ハ、養生申付置、其外可致出訴もの并相手之もの共、夫々手代・家来帰府之節(二)召連候方手廻も宜候、併私領之家来之存寄次第二候間、強(而)申勸候事(二)者無之候、此旨吞込、取斗ヶ様可被申付候

一、人殺(者)勿論、片輪(二)可成疵付(者)決て内濟(者)難成候、少分之疵(二)而平愈(愈)之上片輪(二)不相成、農業渡世之障無之候(ハ)、内濟(者)承届候、併其類於場所取扱人有之、内濟為致度旨申候共、疵平愈致し候上なら〔て〕ハ難決間、先吟味日延之願書為差出、手代帰府次第可被相伺候

一、前々関八羽之内村方之疵付出入内濟(者)、双方并取扱人等奉行所(二)呼出、疵之様子見届、濟口承届候処、其後区々二相成、別(而)近來(者)多分伺書被致附求相渡候、尤右下知相濟候ハ、双方御代官之宅(江)呼寄、疵見届口上聞濟可被申候得共、迎も一件(江)出候夏(二)付、以來(者)急度奉行所において濟口承届候間、兼て可被得其意候

一、御代官一支配之儀(者)、其手限(二)可被相糺事(二)候得共、都(而)右(二)准し、不手間取様精々手代(江)可被申付候

右之通相心得、手代共(江)も無間違様可被申付候、以上

(天明元年)

丑五月十三日

山 信濃守
(山村良旺、公事方勘定奉行)

桑 伊予守
(桑原盛貞、同奉行)

※【13】以下は「検使見合書留」(二)に続く。

注

- (1) 平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』（創文社、一九六〇年）、鎌田道隆『近世都市・京都』（角川書店、一九七六年）、同『花の田舎』（柳原書店、一九七七年）、村田路人『近世広域支配の研究』（大阪大学出版会、一九九五年）、同『近世畿内近国支配論』（塙書房、二〇一九年）、拙著『江戸幕府上方支配機構の研究』（塙書房、二〇一二年）。
- (2) 前掲拙著『江戸幕府上方支配機構の研究』。
- (3) 京都の東山にある天台宗の門跡寺院・妙法院の日記によると、享保七年（一二七二）二月一日、末寺である播磨清水寺の大円坊と多宝坊が妙法院に対して「此間従公儀廻文之御触御座候而、播州国中寺社方諸事公事・訴訟事、只今迄ハ京都御役所へ罷出候得共、此已後大坂御役所へ可罷出候との事ニ候」旨を報告し、同八年正月一六日には、妙法院の坊官菅谷大輔が武家伝奏中院通躬・中山兼親の諸大夫や雑掌に提出した文書で「旧冬より播州者大坂御奉行所御支配ニ相成候由」と述べている（妙法院史研究会編『妙法院日記 第五』統群書類従完成会、一九八八年）。これらによると、寺社の裁判や行政をはじめとする播磨一国の広域支配が、享保七年の冬に京都町奉行から大坂町奉行へ移管されたことがわかる。なお、播磨は、慶長五ノ元和三年（一六〇〇）一七）に大名池田氏（輝政・利隆・光政）の領国となり、幕府の国奉行が設置されなかった（高木昭作『日本近世国家史の研究』岩波書店、一九九〇年）ため、広域支配の内容が上方の他の七カ国とやや異なっている。
- (4) 大石学『享保改革の地域政策』（吉川弘文館、一九九六年）、大野瑞男『江戸幕府財政史論』（吉川弘文館、一九九六年）、前掲鎌田『京 花の田舎』、前掲村田『近世畿内近国支配論』、拙稿「幕府役人と享保期の改革」（杉森哲也編『シリーズ三都 京都巻』東京大学出版会、二〇一九年）。
- (5) 前掲拙著『江戸幕府上方支配機構の研究』。
- (6) 西沢淳男『幕領陣屋と代官支配』（岩田書院、一九九八年）、前掲拙著『江戸幕府上方支配機構の研究』、拙稿「江戸時代後半の上方における幕府代官と幕領」（『江戸廻米―庄屋勘左衛門、年貢米一万俵を納めに江戸に参上―』大阪商業大学商業史博物館、二〇一六年）。
- (7) 前掲村田『近世畿内近国支配論』。
- (8) 前掲平松『近世刑事訴訟法の研究』。
- (9) 前掲拙稿「幕府役人と享保期の改革」、前掲拙著『江戸幕府上方支配機構の研究』、前掲拙稿「江戸時代後半の上方における幕府

「検使見合書留」（一）

——江戸中後期の京都代官に関する史料の紹介と分析——（小倉）

代官と幕領」、「京都便覧」(京都市編『京都の歴史10 年表・事典』学芸書林、一九七六年)、村上直ほか編『徳川幕府全代官人名辞典』(東京堂出版、二〇一五年)。

(10) 前掲拙稿「幕府役人と享保期の改革」、前掲「京都便覧」、前掲『徳川幕府全代官人名辞典』。

(11) 拙稿「近世中期大坂代官の幕領支配―大坂町奉行・勘定奉行との関係を中心に―」(『大阪商業大学商業史博物館紀要』五、二〇〇四年)、拙稿「浪花公的例」(二〇〇二)―近世中後期の大坂代官に関する史料の紹介と分析―(『大阪大谷大学文化財研究』一二・一三、二〇〇二・一三年)、本間修平「奈良奉行問合書」(『法学新報』九六―七・八、一九九〇年)、拙稿「上方八ヶ国手限取計留」(二〇〇二)―江戸中後期の上方・大津代官に関する史料の紹介と分析―(『関西大学文学論集』七〇―四、七一一・二合併、二〇〇二年)、安竹貴彦・上山卓也「大阪市立大学学術情報総合センター所蔵「大坂公事方問合伺留」―大坂町奉行所関係文書―」(二其之巻)(二其之弍)、『大阪市立大学 法学雑誌』四八―二・三、二〇〇一年)、萬代悠「大津代官公事出入取計留」の翻刻と解説」(『三井文庫論叢』五六、二〇一二年)。

(12) 前田正治「牧健二」(国史大辞典編集委員会編『国史大辞典 第一三卷』吉川弘文館、一九九二年)。

(13) 京都大学法学部図書室の目録では、本史料の名称が「検使見合書留」とも記されるが、本史料の表紙には「検使見合書留」の題簽があり、「国書総目録」も「検使見合書留」の表題を採用しており、本文の内容からも「検使」の表記が正しい。

(14) 前掲拙稿「幕府役人と享保期の改革」、前掲拙著『江戸幕府上方支配機構の研究』。

(15) 「解題」(龍本誠一編『日本経済大典 第二十四卷』啓明社、一九二九年)、佐藤常雄「地方落穂集」(国史大辞典編集委員会編『国史大辞典 第六卷』吉川弘文館、一九八五年)。

【付記】 本稿を作成するにあたり、史料の閲覧・掲載につきまして、京都大学大学院法学研究科の伊藤孝夫先生・奈良岡聰智先生、および京都大学法学部図書室のみなさまには、まことに世話になりました。また、史料の翻刻につきましては、中田佳子氏にご協力をいただきました。心よりお礼申し上げます。

なお、本研究は、JSPS科研費JP一九K〇一二五六、JP二二H〇〇六五九、JP二〇K〇〇九六八の助成を受けたものです。